



小川 不朽 議員 … 2 件の一般質問

可燃ごみ固形燃料化処理の実施と資源循環型社会形成の更なる取り組みを

町長：今後とも地道に啓発活動を進めていきたい

小川 これまで町は循環型社会の形成に向けたごみの減量化、資源化及び適正処理の推進を積極的に努めてきた。本年3月からの可燃ごみの固形燃料化処理の実施に至り、取り組みのさらなる前進を願い、以下の点について伺う。

①可燃ごみの排出量はこの5年間で1割ほどの増加傾向にあり、資源化率は54%から51%ほどに落ち込んでいる。町民の分別意識の低下とも思えるが、その要因について所見を伺う。

②新処理施設に搬入された可燃ごみの成分の内訳は、固形燃料化適合ごみ66%、衛生ごみ15%、生ごみ5%、その他ごみ14%となっている。生ごみとその他ごみを合わせた19%の不適合ごみの混入実態を伺う。

③衛生ごみはどう処理、処分されているのか。衛生ごみの再資源化に向けた計画があるか伺う。

④町民個々が固形燃料化処理施設へ直接搬入する手段もあるかどうか伺う。

⑤町民に対し、排出マナーや分別精度の改善を促すさらなる啓発活動の必要性を訴えるが、所見を伺う。

町長

①指摘のとおり、可燃ごみ量は9.1%増え、一方、資源化率は3.27ポイント低下している。

清掃センターへの直接搬入量の増加が可燃ごみ量全体を押し上げている。直接搬入される可燃ごみは大半が事業系から搬出され、近年、夏の長期滞在世帯の増加や観光交流人口増加など、経済活動等を反映したものと見ています。

資源化率は、そのもととなる資源ごみと生ごみの搬入量を見ると、10%前後減少していることに起因していることから、指摘の部分もあると考えられている。

②生ごみをそのまま可燃ごみ袋に入れてあるものや、弁当容器に残してあるもの等となっている。その他ごみは、固形燃料の品質を悪化させる塩

素含有濃度の高い塩化ヒニール製品や水分の多いもの、空き缶、ガラスくずなどとなっている。

③衛生ごみは、可燃ごみから選別した後、裁断し、菌による発酵、分解処理を進める。その後、プラスチック類を資源化に回し、最終的に残ったものを埋め立て処分する。

④現在、町民が可燃、不燃、粗大、資源と、さまざまなごみを一緒に清掃センターに搬入するというケースがほとんどである。利便性がより上がるようであれば、検討していきたい。

⑤町としても重要と認識している。環境への配慮、コスト意識を持ちながら世帯向・事業所向けの各種啓発資料の活用、改善や方法等を活用した啓発はもとより、町内向けの説明会開催等を通し、今後とも地道に啓発活動を進めたいと考えている。

また、ごみ自体の搬出の抑制、再使用、いわゆるリデュース、リユースの観点も重要である。

新教育委員会制度がスタート

小川

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、本年4月1日に施行された。これは約60年ぶりの制度改革である。

新設された総合教育会議の役割・構成員・内容及び進捗状況について伺う。また、教育大綱策定の意義・内容・期間及び進捗状況も伺う。新制度のもとで、これまで維持してきた教育委員会の独立性を今後どのように確保していくのか、また、改正法によって本町の教育行政、教育はどう変わっていくのか。

総合教育会議は町長、教育長及び教育委員会で構成し、協議・調整事項として、①教育大綱の策定に関する協議、②教育を行うための諸条件の整備など、教育、文化の振

教育長

教育大綱の主な記載事項は、学校の耐震化、学校の統廃合、総合的な放課後対策、幼児教育、保育の充実など予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限にかかる事項についての目標や根本となる方針が考えられる。これらに基づき本町教育大綱の策定に取り組んでいきたい。

大綱の対象とする期間は4、5年程度を想定している。遅くとも年内には策定できるよう取り組みたい。

教育委員会は引き続き合議制の執行機関に変わりはない。これまでと同様に教育委員会の意思決定に基づき事務事業の執行に当たっていききたい。